

トラック事業近代化基金融資要領

1. 融資対象者

宮城県内に本社を有する貨物自動車運送事業者(公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)、その共同体(法定組合)及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。以下同じ)で、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という)に対して出資している中小企業協同組合の構成員であること。

2. 融資対象資金

- (1) 荷役機械、事業用自動車等の購入(代替を含む)に要する資金
- (2) 物流施設(配送センター等)、福利厚生施設及び自家用燃料供給施設の整備に要する資金
- (3) 環境対応車(CNG車、ハイブリッド車)及び省エネ関連機器(EMS、ドライブレコーダー等)の購入に要する資金
- (4) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」(平成20年3月25日国土交通省告示第348号)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車(以下「ポスト新長期規制適合車」という)の導入に要する資金

3. 融資総枠 18億円

- (1) 近代化基金「一般」融資 : 「2(1)、(2)対象」 3億円
- (2) 「環境対応車・省エネ関連機器導入」融資 : 「2(3)対象」 3億円
- (3) 「ポスト新長期規制適合車導入」融資 : 「2(4)対象」 12億円
- (4) 融資予算額に達した場合はその時点で受付終了とする。

4. 申込期間 令和7年4月1日から令和8年2月27日まで 【推薦申込】

5. 融資限度額等

(1) 融資限度額

- ① 近代化基金「一般」融資 : 「2(1)、(2)対象」 6,000万円
(注) 融資残高がある場合は、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内とする。
- ② 「環境対応車・省エネ関連機器導入」融資 : 「2(3)対象」 6,000万円
(注) 融資残高がある場合は、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内とする。
- ③ 「ポスト新長期規制適合車導入」融資 : 「2(4)対象」 1億円
(注) 融資残高がある場合は、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内とする。

(2) 償還期間 融資対象物件の減価償却資産耐用年数の期間内とする。

2(1)、(3)、(4)は5年以内。2(2)は10年以内。

(3) 利 率 商工中金の利率による。

(4) 利子補給率

前年度1月1日の商工中金の長期プライムレートに3分の1を乗じた率(%の小数第2位を四捨五入)を今年度の利子補給率とする。 (令和7年度 0.6%)

(5) 取扱金融機関 株式会社 商工組合中央金庫 仙台支店 ※商工中金 仙台支店

(6) 利子補給の対象は、融資実行を受けて支払うものに限る。すでに所持していた資金で支払った場合は、利子補給を行えない。

6. 申込方法

融資を受けようとする者(以下「申込人」という)は、「融資推薦申込書」(様式1号)、「企業要項」(様式2号)、「事業計画書」(様式3号の1又は様式3号の2)及び見積書(写)等関係書類を宮ト協に提出する。

7. 融資推薦通知

宮ト協は、商工中金仙台支店に対し、「融資推薦書」を送付する。

8. 借入申込

申込人は、商工中金所定の様式により、借入申込みを行う。

9. 資金使途の確認 【実績報告】

借受人は、対象物件が完成(購入)した時、速やかに「設備完成報告書」(様式5号の1)又は「事業用自動車等購入報告書」(様式5号の2)を融資申込みをした年度内に宮ト協に提出する。この報告書には、次の書類を添付する。

なお、実績報告がない場合は、利子補給を行えない。

(1) 車両の場合は「自動車検査証(写)」、「領収書(写)」

(2) 建物の場合は「不動産売買契約書(写)」、「工事請負契約書(写)」、「不動産登記全部事項証明書(写)」、「完成写真(撮影位置を変えて複数枚)」、「領収書(写)」、建築確認申請をした建物にあっては「建築検査済証(写)」、自家用燃料供給施設にあっては危険物取扱所の「完成検査済証(写)」

(3) 設備の場合は「納品書(写)」、「完成写真(撮影位置を変えて複数枚)」、「領収書(写)」

10. 融資対象物件が代替・滅失した時の取扱い

借入金が残存している間に、対象物件の一部又は全部が代替若しくは滅失した時は、借受人は遅滞なく「融資対象物件代替・滅失報告書」(様式6号)により宮ト協に届出するものとする。